

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.524

平成21年 7月 6日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

人 事

育休法改正案成立、10年から施行 職場復帰後の待遇書面明示は見送り

「育児・介護休業法」改正案が6月24日、国会で可決し、3歳未満の子どもを持つ従業員に対する短時間勤務制度の導入を企業に義務付けることを決定した。法令違反の場合は罰金を受け企業名を公表される。施行は10年度からだが、企業名公表は前倒しで行われる、など不況が理由の不当解雇は許さない改正となった。

この背景には、厚生労働省のまとめで「育休切り」相談件数が08年度の1.3倍という過去最多に達した危機感がある。育休の申し出や取得を理由に、解雇や雇い止め、退職勧奨、減給など不利益な扱いを受けたとして、全国の労働局に寄せられた相談件数は2月までで1,107件と前年度(882件)を大きく上回り、01年度以降で最高を更新した。妊娠や出産などを理由とした不利益な取り扱いの相談も、1,806件と、すでに前年度(1,711件)を上回っている。

今国会で「育休切り」防止策として民主党などが修正を求めていた、育休中や職場復帰後の待遇を記した「書面明示の企業への義務化」は見送られた。ただ、省令を改正し、育休取得の際に従業員が提出する期間を明記した申し出書に関し、企業は従業員側の求めに応じ、コピーや同様の書類を渡す規定を新設することで合意した。

改正案は一日6時間程度の短時間勤務導入を義務化し、従業員が希望すれば残業を免除する。共働きの両親がともに育休を取る場合の取得期間を「子どもが1歳2カ月まで」に延長する。

税務会計

知っておきたい交際費の基礎知識 5,000円以下の飲食費は損金算入可

不況のなか、各企業は交際費支出を厳しく管理している。社内の目が厳しいことから、取引先から接待された社員が、その接待場所が最寄り駅から結構遠くにある場合に、タクシーが徒歩かでも不思議ではない。

ところが、交際費について知識がある社員であれば迷わずタクシーを使うだろう。接待費用を相手が払う場合は、自社から店、店から自宅までの費用は業務上の経費であり「交通費」の扱いとなるからだ。

企業にとって、どのような支出が交際費となるかといった基礎知識は重要になる。例えば、法人税法上、交際費にあたらぬ支出としては、1人あたり5,000円以下の社外飲食費、会議に関連して茶菓、弁当などの飲食物を出すために通常かかる費用、社会事業団体、政治団体に対する拠出金、社内の祭礼などの寄贈金、新製品説明会や販売技術研修会などのための費用、などなど色々ある。

特に知っておきたいのは、「1人あたり5,000円以下の飲食費」が交際費の範囲から除かれ損金算入が認められていることだ。

この場合の飲食費とは、得意先など社外の事業関係者の接待に際してかかる費用だから、取引先などの従業員が最低でも1人含まれている必要がある。また、その飲食費の内容が分かる領収書などを受け取り、飲食をした得意先等の氏名や人数などの必要事項を記載した書類を保管しておくことも必要となる。

今週のキーワード

育休切り

省令改正は「仕事と子育ての両立」を可能にする環境を整備することが目的。労働問題の専門家はこの種の違反は「経営者の法令知識不足」によるところが多いという。「育休切り」は「派遣切り」と同様にとらえがちだが、法的な意味合いは異なる。妊娠婦の解雇は全て違法ではないが、妊娠・出産や産休・育児休業等の取得を理由の解雇は禁止と、男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条に明記されている。「育休切り」は明らかな違法行為となる。